

兵庫県公報

令和3年7月13日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 猪名川町長選挙及び猪名川町議会議員補欠選挙と知事選挙の同時執行	1
○ 猪名川町長選挙及び猪名川町議会議員補欠選挙と知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序	1
○ 上郡町長選挙及び上郡町議会議員選挙と知事選挙の同時執行	1
○ 上郡町長選挙及び上郡町議会議員選挙と知事選挙の同時執行に伴う投開票の順序	1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条の規定に基づく猪名川町長選挙及び同法第113条第3項第3号の規程に基づく猪名川町議会議員補欠選挙は、同法第119条第2項の規定により、令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙と同時に進行。

なお、猪名川町議会議員補欠選挙における選挙すべき議員の数は、1人である。

令和3年7月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

兵庫県選挙管理委員会告示第70号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙並びに猪名川町長選挙及び猪名川町議会議員補欠選挙の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和3年7月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

- (1) 猪名川町長選挙の投票
- (2) 猪名川町議会議員補欠選挙の投票
- (3) 兵庫県知事選挙の投票

2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県知事選挙の開票
- (2) 猪名川町長選挙の開票
- (3) 猪名川町議会議員補欠選挙の開票

兵庫県選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づく上郡町長選挙及び上郡町議会議員選挙は、同法第119条第2項の規定により、令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙と同時に進行。

令和3年7月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂 則 本

兵庫県選挙管理委員会告示第72号

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙並びに上郡町長選挙及び上郡町議会議員選挙の同時選挙につき、公

職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

令和3年7月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

1 投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

- (1) 上郡町長選挙の投票
- (2) 上郡町議会議員選挙の投票
- (3) 兵庫県知事選挙の投票

2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。

- (1) 兵庫県知事選挙の開票
- (2) 上郡町長選挙の開票
- (3) 上郡町議会議員選挙の開票